215938
3
昭和25年10月18日

臺務

閣議案

去月三十日露獨佛三國公使本大臣ニ面晤シ其各自ノ政府ヨリノ訓令ニ從ヒ左記ノ三ケ條ヲ提陳セリ

一、遼東半島拋棄ノ報償トシテ日本政府ハ何程ノ償金ヲ清國政府ヘ請求セラルヽ積ナルヤ

二、目下遼東半島ニ駐留ノ兵ハ幾時頃迄ニ引揚ケラルル見込ナルヤ

三、三國政府ハ臺灣清國間海峽ノ航海ヲ自由ナラシムルコトニ付日本政府ヨリ保証ヲ得タシ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 372-3

（此條ニ付テハ彼此問答ノ末戰時平時ニ拘ハラズ砲臺等ヲ築ヒテ談海峽航海ノ自由ヲ妨碍セサルコト及臺灣澎湖島ヲ將來決シテ他國ニ讓與セサルコトノ保証ヲ得置度トノ意味ヲモ含蓄シ居ル旨彼ヨリ開陳セリ）

就テハ右三ケ条ニ對シ別紙ノ通前記三國政府ニ宣言致度尤實際右宣言ヲ為スニ當リ談判ニ渉リテ多少取捨增減ヲ加フル場合モ可有之ニ付右ニ關スル一切ノ全權ヲ預メ本大臣ニ御委任相成被置候樣致度右乞閣議

明治廿八年六月四日　外務大臣子爵陸奥宗光

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

（參考）

遼東半島ヲ抛棄スルノ報酬トシテ日本國ヨリ清國ニ向テ正当ニ要求スルヲ得ヘキ償金額ノ件ニ關聯シテ勘考ニ付スヘキ諸点中重要ノモノヲ列記スルコト左ノ如シ

(一) 償金支拂ノ期限及右支拂ノ抵當

(二) 旅順口及大連湾ノ砲塁ノ處分並ニ將來ノ為メ本件ニ関スル規定

(三) 抛棄シタル邦土ニ於テ外國人ノ居住通商製造及工業ノ為メ開放スヘキ地域ヲ定ムル件

(四) 抛棄地何レノ港口ヲ外國通商ノ為メニ開カレムヘキヤノ問題

(五) 遼東半島ニ於テ已ニ定業ヲ營ム所ノ日本國臣民ノ保護ノ為メ約款ヲ設ルコト

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 372-3

(六) 抛棄地ニ於ケル日本國人ノ墓地ニ対シ汚辱ヲ加ヘシムルコトナカラシムヘキ為メノ擔保

(七) 数多ノ清國人ニシテ或ハ寧ロ日本國管轄ノ下ニ立タントス欲スル旨ヲ公言シ或ハ衣服ヲ改メ辮髪ヲ断テ以テ日本國ヘ帰化ヲ求ムルノ意ヲ表シタル者ノ保護

215938
4
昭和25年10月11日

# 宣言案

今回ノ交戰ヨリ生スルトコロノ種々ノ問題ヲ整理スルニ當リ日本國ニ於テハ各般ノ權利及利害ヲ調和セントス欲スル外更ラニ他意アルコトナシ然リ而シテ日本國政府ハ露獨佛三國モ亦タ同一ナル寛厚ノ目的ヲ有スルモノト認メ且ツ連ニ前記ノ問題ヲ處理シ之ヲ終了セシメント欲スルコトニ就キテハ三國モ亦タ日本國ト其希望ヲ一ニシタルモノト信スルカ故ニ日本國政府ニ於テハ遼東半島ノ永久抛棄ノ件ニ付キ近日開カルヘキ談判中若シ不幸ニシテ清國ノ意嚮カ該希望ヲ達スルノ障碍ト為ルノ場合ニ臨マハ完全

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 372-3

ナル折合ヲ来ス為メ右三國ノ友誼上ノ援助ニ依頼シ得ベキコトヲ望ム因テ三國ニ於テ日本國ノ意ノアルトコロヲ確知シ得シカ帝國政府ハ腹藏ナク左ノ宣言ヲ為ス

(一)遼東半島ヲ永久ニ抛棄スル報酬トシテ清國ニ對シ要求スヘキ償金ハ庫平銀壹億兩ノ高ヲ超過セザルヘシ

(二)日本國ノ遼東半島ノ一時占領ハ約定ノ償金ノ支拂ヲ了スル時若シクハ右支拂ノ為メ清國ヨリ別ニ滿足ナル財源アル擔保ヲ與フル時ニ於テ停止スヘシ

(三)日本國ニ於テハ清國ト臺灣ノ間ニ在ル海峽ハ純然万國航通ノ公路ト認ムル隨テ該海峽ハ日本國ガ獨リ專用シ若クハ管轄スルノ限リニアラス因テ若シ三國ニ於テ之ヲ望メハ日本國ハ清國ニ向テ通商航海條約(下ノ關係約中該條約ヲ速ニ締結スルコトヲ規定セリ)中ヘ該海峽ノ自由航通ヲ各國ノ船舶ニ向テ擔保スルノ一項ヲ挿入スヘキコトヲ提議シ且ツ日本國ハ何時モ此宣言ヲ履行スルノ地位ニ立タンカ為メニ該海峽ニ接シテ清國ヨリ日本國ヘ割讓シタル土地ハ永久之ヲ他ニ讓與セサルヘキコトヲ明言シ以テ本宣言ヲ確固ナラシムルニ躊躇セザルナリ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 372-3